

# 倫理綱領

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会

## 【はじめに】

障がいのある方々が、人間としての尊厳が守られ、豊かで安らぎのある生活を享受できるよう支援していくことは、私たちの責務です。

そのため私たち支援者は、社会の信頼に応えながら確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、利用者本位の支援活動を日々実践・展開し、自らの使命を果たさなければなりません。

### 1、生命の尊厳

私たちは、障がいのある方々の一人ひとりをかけがえのない存在として認め、他の人たちと同様に生活していけるようしっかりと支援を実践し、その人なりの人生を大切にします。

### 2、個性、主体性、可能性の尊重

私たちは、障がいのある方々に対し、一人の人間としての個性、主体性、可能性を尊重し、自己決定を基本とした支援に心がけ、常に謙虚に障がい者に接します。

### 3、人権の擁護

私たちは、障がいのある方々に対し、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、それらをなくすため行動し、人としての権利を擁護します。

### 4、社会参加の促進

私たちは、障がいのある方々を、利用者の門地、性別、年齢、障害、性格、行動、その他いかなる理由によっても差別せず、社会を構成する一員として市民生活が送れるよう支援します。

### 5、生活環境の整備

私たちは、障がいのある方々が、日々快適な生活が送れるよう生活基盤等、周辺環境整備に努めます。

### 6、豊かな地域生活の拡充

私たちは、地域で生活する障がい者が、豊かな市民生活が送れるよう、一人ひとりのニーズをしっかりと把握し、そのニーズに添った支援を心がけます。

### 7、専門的な支援

私たちは、専門職員として、専門的役割と使命を自覚し、正しい知識と確かな技術の習得・維持向上に努め、障がいのある方々が豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援を続けます。